

唯識觀における譬喩とその意義

佐藤俊哉

はじめに

空の思想を根底におきながらも、特にこころを觀察、分析することによって、自他ともに苦惱から解き放たれることを目指すグループがいた。弥勒・無著・世親等によって組織、大成されて、中觀派と並んで大乘仏教を代表する勢力であったが、常にさとりという方向性を示しながら、こころを見つめていたことはいまでもなからう。唯識という教理はいわゆる瞑想と深く関わりがあり、唯識派という呼称もあるが、ヨーガすなわち止と觀との実践を重視する点より瑜伽行唯識派、あるいは単に瑜伽行派という場合がある。

瑜伽行派における思想の柱はいくつかあり、それらの中、三性説はこの派の思想的特色の一つである。三性とは遍計所執性、依他起性そして円成実性であるが、遍計所執性に代わって依他起性を最初に位置付けることもある。三性説はアーラヤ識説とともにこの派における理論的な面を扱っている。しかし、理論といってもこの一派における理論は、あくまでも修行実践を前提とした理論というべきであろう。そこで本稿においては、唯識觀と

関連する三性説を取り上げて、それらがいかなる譬喩によって説かれるかを示し、その意義についても併せて考察することにする。

一

三性はある意味では、依他起性を基盤として遍計所執性と円成実性とがそれぞれ重層的に構成されており、したがって三性は、個々に独立した三つのあり方を示したものではない。他に依る、とあるように依他起性は縁起の思想との関連性が指摘されており、その依他起性において、外界に実在しないにもかかわらず、対象化して実在するかのように現われることを遍計所執性という。そして、やはり依他起性において、遍計所執性を遠離したところに現われるのが円成実性である。したがって、円成実性は依他起性と異なっているというわけではなく、また異なっていないというわけでもない。円成実性が見られない時には依他起性を見ることもできない。依他起性において遍計所執性を拭い去ることによる円成実性への転換、あるいは依他起性が依他起性としてのすがたを取り戻すことが瑜伽行派の眼目といつてよからう。そのためには修行実践が不可欠であり、信解行地、見道、修道、究竟道や、資糧位、加行位、通達位、修習位、究竟位といった階位が設定されている。

ところで、唯識とは識がその同じ識の中において対象化されたものを見たり聞いたりするということであり、外界の実在なくして認識が成り立つことを意味する。したがって、唯識ということも対象化されている間は眞の唯識とはいえず、さらに唯識ということも打ち砕いて初めて聖なる世界に踏み入れることができる。これを唯識というのに対して唯識性に入るといい、三性において円成実性が具現化することを意味する。その悟人の様相を譬喩によって説示するのが、蛇繩麻の譬喩である。蛇繩麻における麻とは『撰大乘論』によれば、いわゆる五境

から声を除いた色、香、味、触の四者であり、それらを理解しやすくするために麻として蛇縄麻とする。⁽¹⁾ 蛇縄麻との関係を示すと次のようになる。

暗がりて縄を見て蛇と誤認して恐れを生じる。蛇と思つていたものをよく観察すると縄であつた。縄の上における蛇は真実ではなく実在しないことがわかる。そのようなことを了解すれば、蛇との知覚は滅除されるが、縄との知覚はなお残存することになる。しかし、縄をさらに微細に分析するならば、色、香、味、触を相としており、この知覚によつて縄との知覚もまた滅除される。蛇は遍計所執性に、縄は依他起性に、色、香、味、触は円成実性にそれぞれ喩えられており、蛇は縄によつて、さらに縄は色等による分析によつて滅除されるように、遍計所執性は依他起性によつて、さらに依他起性は円成実性によつて滅除される。

このように蛇縄麻の譬喩によれば、三性は蛇から縄へ、そして縄から麻へというように段階的に悟入することになり、しかもその際に、蛇から縄へ、そして縄を構成する要素を仔細に分析するような方法で悟入がなされることが示されている。⁽²⁾

それでは実際には、いかにして悟入するかといえば、要点の一つを示すと、識の中において対象化されたものを否定すること等の修行実践によつて悟入が可能となる。この点に関しては、いわゆる入無相方便観によつて明かされる。すなわち、この観法を修しているとき、所縁と能縁とが平等平等であるような世間を超越した智すなわち無分別智が得られる。所縁と能縁の他に、所取と能取という場合もあり、平等を二つ重ねるのは所縁と能縁あるいは所取と能取の双方からみて、それぞれ平等なのでこのように表現するのであろう。この観法において、唯識というに基づいて認識されるものがまず否定され、その否定を契機に認識するものもまた根拠を失うことになる。したがつて、所縁と能縁とが全く平等ということは、認識されるものと認識するものとの二元性

が崩壊した世界が出現することを意味する。

二

三性への悟人を蛇繩麻の譬喩によつて説示し、また、その悟人に際して無分別智が大きな役割を果たしていることも併せてふれた。そして、それら三性と無分別智とを総合的に譬喩によつて示すのがいわゆる金土蔵の譬喩である。その譬喩は蛇繩麻の譬喩と同じく『摂大乘論』において説示される。同論書はその思想を構成する上で、いわば核心ともいえる部分において『阿毘達磨大乘經』を引用しており、金土蔵の譬喩を説くにあたつてもその經典を引用しながら論を展開する。そこでまずその經典の引用箇所を示し、無著はいかに解説しているかをまとめておくことにする。

薄伽梵は法に三種があり、一つには雜染分であり、二つには清淨分であり、三つにはその二分であるという。『摂大乘論』によれば、依他起性における遍計所執性は雜染分であり、円成実性は清淨分であり、そして依他起性はその二分であると解釈する。これがいわゆる二分依他の思想であり、遍計所執性と円成実性とは依他起性を基軸に説示される。

一方、二分依他を説きつつも無著は『摂大乘論』の他の箇所において、依他起性はある側面では依他起であり、ある側面では遍計所執であり、ある側面では円成実であるとも述べている。つまり、依他起性が遍計所執性と円成実性との二分になるというのみならず、依他起性そのものが依他起であるとも解釈する。依他起性を依他起とするのは、熏習の種子より生起するからであり、したがって、依他起性は二分というよりも、その場合の依他起をも含めて、むしろ三分となるはずである。このように、熏習の種子という他なるものを因として生じるので依

他起とする説が付加されており、二分依他といつても遍計所執と円成実との二つの側面からのみ考察しているわけではない点は留意すべきであろう。⁽³⁾

さて、それでは『阿毘達磨大乘經』を引いて、それを二分依他として解説する『撰大乘論』が、三性を金土蔵の譬喩によつて説示する箇所を引用することにする。

この意味においていかなる譬喩があるのか。それは土の中に金があることで、例えば、土の中に金があることにおいては地界と地と金との三つが認められる。その中、地界においては存在しない地が認められて、存在する金は認められない。ところが、火に触れるならば、地は現われなくて金が現われる。地界が地として現われるならば、誤つて現われていることになり、金として現われるならば、正しく現われていることになる。それ故、地界は二分に属する。同様に、識が無分別智の火に触れないならば、その識は虚妄なる遍計所執性として現われて、真実なる円成実性として現われない。識が無分別智の火に触れるならば、その識は真実なる円成実性として現われて、誤つた遍計所執性として現われない。それ故に虚妄分別の識すなわち依他起性は二分に属しており、土の中に金がある地界の如くである。⁽⁴⁾

金土蔵の譬喩といわれるが、それは玄奘訳であり、チベット訳によれば、土の中に金があること、であり、他の漢訳によれば、金蔵土と訳しているものもある。⁽⁵⁾ 地界とは堅硬性の意味であり、地界において、存在しない地が見えており、存在するはずの金は見えていない。ところが火に触れるならば、地は見えなくなり、金が見えるようになるという。地界を地と見るのは誤つた見方であり、金と見るのは正しい見方である。したがって、地界

は土と金との二分に属することになる。地界を依他起性に、土を遍計所執性に、金を円成実性に、そして火を無分別智に喩えており、無分別智が未だ得られていない時は、識は遍計所執性として現われており、円成実性は現われていない。ところが無分別智を発得すれば、識は円成実性として現われて、遍計所執性は見えなくなる。地界の喩えと同じように、依他起性は遍計所執性と円成実性との二分に属することになる。

ここではチベット訳より引用し、その中、火に触れる、と訳したが、ラモットの校訂本によれば、火に焼かれる、とある。つまり、leg とあるところを彼は *steg* と訂正している⁽⁶⁾。他の漢訳を参照すると、玄奘訳は焼鍊あるいは焼としており、また笈多訳は焼であり、真諦訳は焼鍊とするが、仏陀扇多訳は入あるいはチベット訳と同じように触と翻訳している。焼とする漢訳の一つとして玄奘訳を、そして触と漢訳する仏陀扇多訳をそれぞれ引用すると次のようになる⁽⁷⁾。

〈玄奘訳〉

於此義中以何喩顯。以金土藏為喩顯示。譬如世間金土藏中三法可得。一地界二土三金。於地界中土非実有而現可得。金は実有而不可得。火烧鍊時土相不現金相顯現。又此地界土顯現時虚妄顯現。金顯現時真実顯現。是故地界是彼二分。識亦如是。無分別智火未燒時。於此識中所有虚妄。遍計所執自性顯現。所有真実円成実自性不顯現。此識若為無分別智火所燒時。於此識中所有真実円成実自性顯現。所有虚妄遍計所執自性不顯現。是故此虚妄分別識依他起自性有彼二分。如金土藏中所有地界。

《仏陀扇多訳》

此義中何者説金藏土示現。所謂如金藏土中有三事可見。一地塵二土三金。是中有地塵故見土及見有金。若入火時不見土唯見金。地塵者見土時非正見。見金時非如実見。是故地塵有二分。如是此無分別智火觸彼識已。彼識虛妄分別性事見成就性事故不見。無分別智火觸彼識已。彼識実成就性事故見。妄分別性事故不見。是故所有妄分別識他性相二分成。如金藏泥地塵爾。

金土藏の譬喩は、見たところ土にすぎない地界が、火に触れることによって金になることを示したものであり、したがって、火に触れる、と翻訳するよりも、火に焼かれる、と訳した方が、意味がより鮮明になると思われる。特に焼鍊として、鍊の文字を加えると、金鉱石を火でとろかして精鍊するという意味合いが加わり、この譬喩の効果をさらに引き出すことになる。依他起性において遍計所執性を払拭する無分別智が得られれば円成実性が現われるという、転換の構造、論理も明確になるであろう。譬喩であるからには、本質を理解する上でより効果のある適切な題材の選定が求められるが、無分別智は出世間の境地に関わる尋思を超えた微妙なところを取り扱う問題でもある。なかなか思慮のおよびにくい境地であり、自内証という考え方もあるように本来、譬喩によって喩えられないとする見解も成り立つであろう。言語を用いた説明に制約はあるものの、場合によってはあえて譬喩を用いる方法もあるだろう。一方、炎に触れば発熱し、条件が整えば時間の経過とともに発火あるいは熔解することもあるので、火に触れる、という表現で充分であり、火に焼かれる、という表現はやや直接的すぎるという見方もできよう。本稿においては仏陀扇多訳を参考にしながらもチベット訳により、火に触れる、としたが、必ずしも火に限定せずに、触れる、と説く箇所はその他にあるだろうか。もし、あるとするならば、どのよ

うなところで、どのように説かれているかを以下において探り、触れる、の意義についてさらに考察することにする。

三

『撰大乘論』には、原本はもとより翻訳された形跡すら認められないにもかかわらず、中国において弥勒の五論書の一つに数えられる『分別瑜伽論』が引用されており、わずかではあるが入無相方便観を主とした記述がある。それを示せば次のようになる。瞑想に入った菩薩は、影像は心にすぎない、換言すれば唯識であると見定め、そして、所取がなければ能取もまたないと観じて、しかる後に不可得に触れるという。その場合の触れるは *śāra* であり、不可得に触れるとは、世親釈によれば真如に触れる (*Heb*) ことをいう。

また、同じく『撰大乘論』の所説に、唯識性に入る目的は何かというと、それは一切智智を獲得するためであり、そのためには総法を所縁とする止観による智と後得智とによって、法身に触れる種子を増長させて、転依を条件とする、という趣旨が説かれている。その場合の触れるは、チベット訳によれば *Heb* であり、玄奘が触れると訳すのみならず、仏陀扇多を初めとした真諦、笈多による漢訳はすべて触である。

また、この所説に関連する項目として、法身の十義を解説する中の第二義として次のように説かれる。どのようにしてこの法身を触れることによって最初に得るのか、とあり、どのようにしてこの法身を得るのか、というのみならず、触れることによって最初に、という語句がいわば挿入されている。真諦訳において、法身の証得いかん、として是触從初所得の語句がその後が続くのは、右において挿入された部分が末尾に付加された形式をとるからであろう。玄奘訳をみると、いかんが是の如き法身を最初に証得するや、とあり、チベット訳、真諦訳に

おいてみられた触の文字が見当たらない。そこで、玄奘訳を諸訳と比較対照させながら読むと、触に相当する文字は証と翻訳されていることがわかる。すなわち玄奘は、触れる、という語を直訳しないで、証得とある中の証によつてその語を表現していることになる。単に法身を得るというのみならず、法身を触れることによつて最初に得る、すなわち、触れることによつて最初に得る、という点にスポットをあてて考察すると、世親は、法身は所生起ではなく、体は無為であるとし、もし所生起ならば無常となつてしまふと解釈する。この教理によれば、衆生といえどもすでに法身に触れていることになり、真諦訳の世親訳において、衆生は常に法身と相應しており、この相應は無始より自然に成じていると解釈するのは、正しくこの点をより明らかに示したものといえよう。⁽⁸⁾ 触れるとは、具体的には接触することであり、本来、接触しているにもかかわらず、その接触しているということの主體的に初めて了解することが、触れることによつて最初に得る、という意味であると考えられる。したがつて、玄奘が証得とし、触れる、という語を証得の証の字に置き換えたのは、玄奘による何らかの意図が働いていたためと推察される。つまり、そのまま翻訳すれば、証得ではなく、触得となるはずであり、触とはせずにあえて証としたのは、真諦訳にみられるように本来、衆生は法身と相應している、という事実を覆い隠そうとする意図が背後にあるためと考えられる。

おわりに

さて、法身の第二義は引き続いて、無分別智と後得智とによつて、五相において修習して、すべての地において資糧を積集し、金剛喩定において微細なる障を碎いて、その無間にすべての障より離れて転依し、法身を得ると述べている。この項目の所説は、内容上は前述の唯識性に入る目的においてみた所説と重複するところがある。

その中で、智すなわち無分別智と後得智とが説かれており、無分別智は金土蔵の譬喩においても説かれており、円成実性が現われる契機となっている。そこで後得智も考慮に入れながら、無分別智はいかに説かれているかをみていく必要があると思われるが、その点に関しては今後の課題とする。

註

(1) 深浦正文『唯識学研究 下巻 教史論』永田文昌堂 五三

三頁～五三四頁 昭和十一年

(2) 円成実性が分析的であることについては、長尾雅人博士に

よる次のような御考察がある。「蛇が実は縄であつたというこの譬喩は、何よりも知覚の不確実性を表明し、それによって、対象の不可得なること、非存在なることを顕わならしめるものである。この知覚すなわち識の迷乱性、したがって、それが空であることは、三性説が包蔵する意味内容でもある。蛇と縄とのあり方という如きものを中心にして動いているのが、三性説の思想だといつてもよい。それ故、蛇ありと見た迷妄が払拭された時、知覚は完全成就せるものとなる。しかるにここには、蛇と縄のみならず、縄に対する色彩等、あるいは麻という組成分の譬喩が付け加えられている。この後者は分析観であり、いわゆる析空観というものに似ている。縄を分析して色彩あるいは麻を見出し、縄は実在ではなく、麻こそ真実在であるとするからである。(中略)一般に物・心の両面にわたって種々の分

析が行われ、その分析を通じてそれら物・心の空なる所以を観ずることを析空観(特に中国仏教における術語)という。それは一種の空観ではありうるが、小乗の空観であるとせられ、真の空観たる体空観(直接、ものが本来空であることの達観)とは異なるとせられる。本節の色彩等への分析、それによって色彩等が真実在であるとすることは、右のような分析観に親近であるといふべきではなからうか。(中略)蛇から縄へという譬喩のみによつても、三性の互換性、その転依による完全成就への悟入は十分に内包されているといふことができる。それに対して、縄から麻の分析へということとは、蛇から縄へとは異質的であるとの感が深い。それは互換的であるよりも、段階的と考えられ、段階的連続的である限り、如何に分析が深められても、なお同一の次元に止まり、より高い次元、究極的な実在への転換は達成され得ないと思われるからである。」インド古典叢書『撰大乘論』和訳と注解 下 四四頁～四六頁 講談社 昭和六二年

(3) この点に関しては、長尾前掲書に次のようにある。「こ

(5)

金土蔵の譬喩については、長尾雅人博士による「三性説とその譬喩」において詳細な考察がなされている。『中観と

(4)

La somme du grand véhicule d'Asaṅga (Mahāyānasāgraha) Tome I par Étienne Lamotte pp. 39-49 1973.

(7)

玄奘訳『撰大乘論』本巻中(大正蔵三一 一四〇頁c) 仏陀扇多訳『撰大乘論』巻上(大正蔵三一 一〇三頁a) なお、参考までに笈多訳、真諦訳をそれぞれ引用すると次のようになる。

(6)

唯識』所収、岩波書店 一九七九年「真諦や仏陀扇多は kaṇḍagarbha mṛtika を直訳して金蔵土というが、これは実際は『蔵金土』といわなくては漢文として意味が通じない筈である。これに対して玄奘や笈多が特に『金土蔵』と訳して蔵を最後に置くことは特別の意味がなくてはならない。即ち金や土が各々一分であって、その二分を中に蔵する依他を表わさんが為に『金と土との蔵』との意味で『金土蔵』と称したものであろう。蔵が正しく二分依他に相当しているから最後におかれた。そこに玄奘の綿密な訳しぶりをうかがうことが出来る。」

この点に関しては、チベット訳や校訂本などを参照して長尾前掲書には次のようにある。「焼く」の文字は、論本の三個所、その他 Bh でも Ub でも、常に 'tib. reg (触れる) である。これを、山口、ラモット共に seg と訂正した。すなわち「焼く」(ga) の意味である。しかし、mes reg (火が触れる) が「焼く」を意味するものと考えて、還元梵本では seg の形をとった。」インド古典叢書『撰大乘論』和訳と注解 上 三八〇頁 講談社 昭和五十七年

此義以何譬顯示。以金土藏為譬。如金土藏有三種可見。謂一地界二土三金於地界中。土非有而可見。金実有而不可見。若以火烧土則不現。金則顯現。復次於地界中土相現時。是虚妄体现。金体现時是真实体现。是故地界有二分。如是如是此識性未為無分別智火所燒時。於識性中虚妄分別性顯現。成就性不顯現。此識性若為無分別智火所燒。於識性中実有成就性顯現。虚妄分別性不顯現。是故此虚妄分別識体。依他性有二分。如金藏土中所有地界（笈多訳）（大正藏三一 二九一頁b）

於此義中以何為譬。以金藏土為譬。譬如於金藏土中。見有三法。一地界二金三土。於地界中土非有。而顯現金実有不顯現此土。若以火烧鍊土則不現金相自現。此地界土顯現時由虚妄相顯現。金顯現時由真实相顯現。是故地界有二分。如此本識未為無分別智火所燒鍊時。此識由虚妄分別性顯現。不由真实性顯現。若為無分別智火所燒鍊時。此識由成就真实性顯現。不由虚妄分別性顯現。是故虚妄分別性識即依他性有二分。譬如金藏土中所有地界。（真諦訳）（大正藏三一 一二一頁a）

（8）詳しくは拙稿「『撰大乘論』における出世間心の生起」（印度学仏教学研究三七—二 平成元年）を参照。

〈キーワード〉三性・譬喩・『撰大乘論』・無分別智

日本における社会福祉サービスの内容と展開

―施設福祉サービスから在宅福祉サービスへ―

山口 幸照

一、社会福祉サービスの考え方

現代日本の社会福祉サービスは、「必要と求めに応じて」、いつでも、どこでも、誰でもが利用できるサービスという考え方に大きく転換してきました。法律的にも、一九九〇年の老人福祉法等福祉関係八法の改正によって、社会福祉サービスの利用者は「措置を要する者」から「社会福祉サービスを利用する者」へと変わり、「社会福祉サービス」という用語も法律のなかで位置づけられました。

このような法律改正や社会福祉に対する意識の変化は、社会福祉のあり方を「自宅において、個人の尊厳と人間性の尊重を保障し、地域社会で孤立することなく、自立した生活を支援する」という考え方へと変容させてきました。それも、最低限の日常生活を支援するだけではなく、生きがいへの支援、地域社会への参加と自立した生活の継続という積極的な自己実現をはかることが社会福祉サービスに求められるようになりました。

このように社会福祉サービスは、最低限の生活を保障するという考え方から、地域社会のなかで孤立させるこ

となく積極的に「生活の質」(QOL)を保障する考え方に変わることが求められています。

現在の高齢者は、閉鎖的になりがちな入所施設で社会福祉サービスを受けることから、できるだけ在宅で社会福祉サービスを受けながら、親族や友人とともに生活をつづけたいという願いが増えてきました。その考え方の基本がノーマライゼーションの理念であり人権尊重を求める思想なのです。このような普通の生活を継続するために必要なサービスを整備することが求められています。また、このような社会の実現のためには、高齢者や障害者が地域社会から排除されることなく、ともに生きるまちづくりが必要です。高齢者や障害者が排除されない地域社会をつくりだすことは、健康な者にとっても安心して過ごせる社会をつくることでもあります。そのためには、ずっと追い求めてきた経済発展至上主義による過度な能率主義、効率主義を改める必要があります。

具体的には、高齢者や障害者が地域社会での生活を継続するためには、家族の理解や協力のうえに、社会的な支援が必要であります。在宅での生活を支援する社会福祉サービスは、家事援助、介護援助、社会参加の援助、生きがい活動への援助など生活全体にわたる支援サービスを構築することです。

また、これらの社会福祉サービスは、地方自治体ごとに、高齢者、障害者など対象ごとに整備されていますが、そのサービスの内容や量は各自治体によって多少の格差がみられるようになってきました。それは社会福祉サービスに熱心に取り組む自治体と取り組まない自治体との格差です。自治体の社会福祉の取り組みをうながすためには、住民が積極的に「普通の生活を継続したいという願い」を意思として表明していくことが必要なのです。

二、社会福祉施設サービスの展開

(二) 社会福祉施設の社会福祉サービスの内容

社会福祉サービスは、大きく分けると次の二つからなっています。すなわち社会福祉サービスを必要としている人が自宅に居ながら利用できる在宅福祉サービス（ホームヘルプサービスなど）と、社会福祉施設に生活の場を移してサービスを受ける社会福祉施設サービスです。

社会福祉施設は、大きく分けると次の四つからなっていると考えられます。第一として、利用者が入所して日常生活を中心に援助を受ける「生活施設」があります。第二として、利用者が入所しながら生活援助や授産活動や作業をする「作業施設」があります。第三として、利用者が自宅から通所しながら生活援助や授産活動をする「通所施設」があります。第四として、余暇活動や社会参加活動のために利用する「利用施設」であります。現在では、このような社会福祉施設が、五万八七六八か所（一九九五年）あり、そのなかで最も多いものは児童福祉施設の保育園の二万二四八八か所で、社会福祉施設の全体の三分の一をしめています。また、その社会福祉施設の種類の大きな分類で九種類、細かく分けると九十種類を超えます。この社会福祉施設には社会福祉事業法や社会福祉六法などの各施設種別ごとに対応する法律があつて、生活保護法による「保護施設」、老人福祉法による「老人福祉施設」、身体障害者福祉法による「身体障害者更生援護施設」、児童福祉法による「児童福祉施設」、精神薄弱者福祉法による「精神薄弱者援護施設」、母子及び寡婦福祉法による「母子福祉施設」、そのほかにも「婦人保護施設」、「精神障害者社会復帰施設」の社会福祉施設などがそれぞれ規定されています。

(二) 社会福祉施設の果たす役割

社会福祉施設は、かつては「二四時間三六五日收容する」という入所施設が中心でした。最近では、社会福祉施設は、社会福祉の相談の場としての機能や入浴やリハビリテーション等の在宅福祉サービスを提供する機能をもつ施設が増えてきました。それは「自宅において、個人の尊厳と人間性の尊重を保障し、地域社会で孤立することなく、自立した生活を支援するという考え方」の定着によって求められてきたものであります。たとえば、「老人デイサービスセンター」「老人介護支援センター」「地域福祉センター」など在宅福祉サービスの拠点施設が各地に数多くつくられつつあります。それにともない、「特別養護老人ホーム」という入所施設も施設に付属したデイサービスの機能、ショートステイ（一時保護）の機能をもつようになり、そのサービスを調整して住民へのサービスをするために老人介護支援センターを設置するようになってきました。また、地域住民がボランティアとして関わったり、サービス利用者と交流する空間として地域交流センターを併設する施設も多くなってきました。

このように社会福祉施設に対する国民のイメージは、「閉鎖的で暗いもの」から、「便利で社会福祉サービスを利用する場所」へと変化してきました。

このことは、私たちの社会福祉への期待の高まりと、高齢社会では必要不可欠なサービスとして認知されてきあらわしています。今後、社会福祉サービスの利用を促進して、質量ともに豊かなサービスを確保するためには、社会福祉サービスに要する費用の負担のあり方や新しい社会福祉サービスの開拓が検討されなければなりません。

三、施設福祉サービスから在宅福祉サービスへ

(一) 在宅福祉サービスの考え方

在宅福祉サービスの考え方の基本は、入所施設で提供されてきたサービスの水準と同じ水準のサービスを提供することにあります。在宅福祉サービスというと、ついつい家庭で家族が介護することを前提として、その介護負担を軽減するという考え方からとらえがちですが、そうであってはなりません。家族が家庭で介護できない状況になって入所施設に長期入所している人々を、ノーマライゼーションの思想と人権尊重の視点から、できるだけ地域で生活を保障するという考え方で、在宅福祉サービスを整備していくことが重要であります。入所施設は、提供されるサービスが十分ではない、生活が画一的である、利用者のプライバシーの保護が十分でないなどの問題点があるものの、少なくとも二十四時間三六五日見守られた「自己完結」的な生活が保障されています。そこには、十分でないが専門的な対応が用意されています。在宅福祉サービスは、入所施設で提供されているサービスを細かく分類し、サービス利用者の状況に応じて利用できるようにすることが基本であります。障害を有している人が地域社会で自宅での生活を継続できるようにするには、保健・医療・福祉などの総合的な生活支援サービスが不可欠であり、サービス全体を調整するケアマネジメントの開発が求められています。在宅福祉サービスは、住民の個々の必要と求めに応じて、利用しやすいように提供されなければなりません。在宅福祉サービスにおいても、いつでも、どこでも、誰でもが利用できるようにすることが必要であります。

(二) 在宅福祉サービスの内容

在宅福祉サービスの内容には、第一として、自宅で日常的に必要な生活に不便がないようにするための支援サービスがあります。具体的には、給食サービスやホームヘルプのサービス（掃除、洗濯、調理など）などがあります。第二には、自分で身辺自立ができないねたきり老人や障害を有している人のための入浴サービスや体位変換、排泄介助、おむつ交換等の介護サービスがあります。第三としては、日常的に必要な物の提供や環境整備の面であります。具体的には、日常生活用具（車いす、介護用ベッドなど）、紙おむつの支給や住宅改造（階段の手すり、トイレの改造など）などのサービスがあります。また、第四としては、余暇活動を支援したり、社会参加をするための支援の側面であります。具体的には、高齢者や障害者へのレクリエーション事業や視力障害者のガイドヘルプのサービスなどあります。なお、このような在宅福祉サービスが効率的、効果的に機能するために、福祉や生活の相談サービスや社会福祉の情報の提供が重要となっています。また、新しい在宅福祉サービスの考え方のひとつとして、高齢者や障害者個人の財産管理のサービスが求められています。親族による財産の管理が困難な場合、公的に財産の管理を支援することや、不動産などを担保として在宅福祉サービスの提供を受けたりすることです。

(三) デイサービスセンターの役割

① デイサービスセンターの背景

現在全国に約三〇〇〇ヶ所ある「デイサービスセンター」は高齢者保険福祉推進十か年戦略のなかで到達目標全国一万ヶ所、中宇校区にひとつ程度の設置を目標とされている施設です。そこで通所により在宅の虚弱老人等

を対象とした各種サービスが用意されていて在宅福祉サービスの拠点としての役割が期待されている通所型の施設です。

一九七九年に「デイサービス施設」として初めて国の予算化されたこの事業は、一九七五年に最初の先駆的試みとして東京都・保谷市緑寿園においてスタートしました。それまで虚弱老人に対する施設サービスは特別養護老人ホームにおける措置入所サービスのみでしたがこの新しい試みはその後の高齢者福祉サービスの展開に大きな影響を与えました。

まず第一点はサービスの対象とされる高齢者を地域に生活する要介護老人全体として、居宅における生活の継続支援をその大きな目標としていることです。

施設入所サービスは好むと好まざるとにかかわらず要介護者を地域社会から引き離してしまう性格を持つサービスです。そして社会的心理的に、また意欲の上でもまだ自立の可能性、能力の残っている人であっても施設での生活を通して全人的なサービスの受給者にしてしまう性格があります。

第二点はそれまでの措置費という国の制度による予算によって運営されてきた従来福祉事業と違い、基礎自治体としての「市」レベルの予算による「市民サービス」としての性格を持つ福祉サービスとしての位置づけがされたということです。

これは一九九〇年の老人福祉法等福祉八法の改正の中で在宅福祉サービスの積極的推進として国の制度としても明確に方向づけられました。

まさにデイサービスセンター事業は福祉サービスの方向づけに決定的な意味を持った事業だといえます。

② デイサービスセンターの展開

デイサービスセンターは一九七九年の事業開始以後いくつかの制度的な変遷を経て現在は必須の「基本事業」と選択の「通所事業」「訪問事業」と整理され、三種の事業の組みあわせによる多様な運営がなされています。

基本事業の中身は生活指導、日常動作訓練、養護、家族介護教室、健康チェック、送迎となっていてこの事業はデイサービス事業の基本になる活動として必須事業として位置づけられています。

在宅高齢者の福祉施設としては従来から健康な高齢者を対象として老人福祉センターが設置されていますが、既存の福祉センターを利用して、この基本事業を実施することで新たなデイサービス事業を開始することもできるようになっています。

通所事業としては入浴サービス、食事サービスが位置づけられています。デイサービス事業の入浴サービスとしては基本的には自力で入浴できない高齢者をセンターにお連れして特別な入浴設備によって入浴させるサービスを意味します。

また通所者に対して高齢者用の食事を提供するサービスが通園の給食サービスですが、北欧でよく見られる地域の高齢者レストラン的な機能も今後はデイサービスセンターが果たすことも期待されます。

訪問事業は入浴サービス、食事サービス、洗濯サービスとなっています。このサービスはセンター職員が地域の高齢者の自宅まで訪問してねたきりの高齢者の入浴介助をしたり汚れ物をセンターに持ってかえって洗濯してお返しするサービスです。

またセンターで調理した高齢者用の食事を自宅まで配達するサービスが訪問事業の食事サービスです。

以上の三種類のサービスのうち全てのサービスを実施しているデイサービスセンターをA型のセンターとして

います。ただし訪問サービスの洗濯サービスは除くことができます。また基本事業に通所事業を実施して、訪問事業は選択して実施するセンターがB型センターです。C型センターは基本事業のうち送迎を必須事業として他の三項目以上の実施、また通所および訪問事業の五つの項目のうち2つを選択して実施します。

一九九二年からは小規模なデイサービス事業を実施するセンターD型センターと、痴呆性老人のためのデイサービス事業を実施するセンターE型センターが制度化されました。

現在サービスセンターの種別は重介護型センター（A）、中介護型センター（B）、軽介護型センター（C）、小規模型センター（D）、痴呆性老人通所型センター（E）、等に分かれています。

③ デイサービスセンターの運営

各サービスの利用定員は特別養護老人ホーム対象者、あるいは虚弱な高齢者を対象として、それぞれ一日五人から十五人までとなっています。

デイサービスセンターは単独でも実施できますが、多くは特別養護老人ホームなどに併設された形で運営されています。実際の運営に当たっては事務体制など十分な職員配置が得られないこともあって併設の施設に負担がかかる現状があります。

職員配置については国の基準は生活指導員、寮母、運転手、看護婦、介助員、調理員等常勤あるいは非常勤の配置です。

④ デイサービスセンターの特徴と目標

デイサービスは、一時的に介護者の介護機能を肩代わりするという機能的特徴があります。つまり利用者の生活を二四時間・三六五日で包括的に援助するのではなく、日中の時間帯を提供するという事です。デイサービス

の当事者は本人なり介護者、家族にあり、施設は側面的に援助するということです。

例えば、自宅での入浴が困難な場合は入浴サービスを、一時的な介護者の不在にはショートステイをといった具合です。したがって「必要なサービス」を「必要なとき」に「必要なだけ」「必要な人」が利用することが可能になれば、在宅生活はより長く可能になるはずなのです。

(四) 利用者ニーズの特徴とサービスの相互関連

在宅生活を続けるうえで発生する問題が一時的に、単独のサービス利用で解決できればそれでとりあえず生活上の障害を乗り越えたこととなりますが、社会福祉サービスの利用者は「常に変化する対象」であること、利用者の多くが「高齢者」であることから「介護者や家族の負担はしだいに大きくなる」ことなどを考えあわせると利用者のニーズはより多様化し、サービスの利用も継続的なものになってきます。そこで在宅生活を続けようとする場合は、多くの機関の色々なサービスをその時々によって使い分けるという作業、つまりサービスの切り替えや追加といった手続きの調整が必要になってきます。

(五) デイサービス利用者の評価とケアマネジメント

ケアワーカーのインタークから再アセスメント・モニタリングまで一連の流れにのっとり利用者の援助がすすめられます。最初、利用者または家族からの利用申込を受ける段階で、対象となる利用者がデイサービスの利用資格に合致するかを検討します。次に介護者や家庭全般にわたって評価をし、施設として情報をえるだけではなく、施設やサービスの目的を十分に理解してもらう、オリエンテーションが必要となります。基本的には、最

初のサービスを中心に考えますが将来的に他のサービスを利用することも考え、より包括的な把握が必要となります。具体的な援助計画については、センターの生活指導員・看護婦・PT・OT等の専門職員とスタッフが協力して援助計画をたててすすめます。

(六) 地域の拠点施設として

① 冷静に情報とニーズを把握

現状を冷静に洞察・把握し、正確な情報と的確なニーズをつかみます。例えば、利用者の家族の関係はどうか、キーパーソン（実質的な主導権を持つ人）はだれかを知り、その上で利用者や家族にはどうしたいのか、何が必要なのか（ニーズ）等を総合的に考えていくことです。

② 相互の信頼関係樹立

利用者と家族はもちろん、施設として三者相互に信頼関係ができるようにします。そのためにスタッフに求められる姿勢としては、倫理性・秘密保持・受容を備えていることです。

③ 家族介護者との協同作業

介護主体者としての家族を支え、共に考え、実践していこうとする姿勢を常に意図してサービスにあたります。どちらか片方ではなく、互いに共に考え合い実践していこうとする「ともに生きる」姿勢が重要なのです。

④ 社会資源を把握し連絡を取り合う

常日頃から、地域の関係機関と連絡・調整の機会をもち、ネットワーク機能を有効に活用していきます。そうすることによって、より速くより適確なサービスが実践されることになります。

以上、家族は在宅で介護を続けていくために現状を乗り切ろうと毎日努力しています。私達は、その苦労や努力を十分に理解し「思いやり」の心を持って受容し、意欲的な姿勢で対応することが要求されます。地域社会において、在宅でも安心して暮らせるように、利用できる種々のサービスを提供していけるよう、またそれを積極的に実践できる地域の中の「拠点」としての役割を、施設・センターは背負っているのです。